

- |                                  |  |
|----------------------------------|--|
| Q 1 会員にならないと仕事は出来ませんか            | Q24 仕事をする際に、約束ごとはありますか   |
| Q 2 会員の条件は                       | Q25 一度紹介された仕事はずっと続けられるのか   |
| Q 3 入会したいのですが、どのようにしたらよいですか。     | Q26 どの位働くことができるのか。短期、臨時、軽易とは   |
| Q 4 いつでも入会できますか                  | Q27 仕事を終わったら   |
| Q 5 入会説明会は予約が必要か                 | Q28 配分金とは何   |
| Q 6 駐車場はありますか                    | Q29 配分金の支払い日は  |
| Q 7 入会説明会の持ち物は                   | Q30 配分金の明細は  |
| Q 8 入会申込みの手続きは、いつ行うのですか          | Q31 確定申告は必要ですか   |
| Q 9 説明会の所要時間は                    | Q32 シルバー人材センターで収入を得ても、年金は受け取れますか   |
| Q10 年会費などは必要ですか                  | Q33 税金はどうなるのか  |
| Q11 仕事が無くても会費は必要か                | Q34 仕事中にケガをした場合は、労災保険の適用はありますか<br>就業中に誤って他人のものを壊してしまいました。保険はありますか<br>社会保険はどうなるのか |
| Q12 会員になれば必ず(すぐ)仕事に就けますか         | Q35 お客様から、センターを通さず直接お願いしたいと頼まれましたが、引き受けても構いませんか                                  |
| Q13 一度会員になればずっと会員か               | Q36 退会するには   |
| Q14 どんな仕事がありますか                  | Q37 シルバー人材センターはどのような組織か  |
| Q15 定期的に仕事の紹介はあるか                | Q38 会員親睦旅行やサークルなど仕事以外で参加できることはありますか  |
| Q16 研修はあるか                       |  |
| Q17 希望する仕事にだけ就けるのですか             |  |
| Q18 請負、委任、派遣とは何                  |  |
| Q19 道具は借りられるのか                   |  |
| Q20 月にどのくらいの収入を得ることが出来ますか        |  |
| Q21 交通費は支給されるのか                  |  |
| Q22 生活費を得たいのだが                   |  |
| Q23 センターから会員に対して、何か定期的な連絡はあるのですか |  |

## Q1会員にならないと仕事は出来ませんか

A シルバー人材センターは会員登録制で運営されています。センター事務所に市民から依頼のあったお仕事を、「会員相互の分かち合い」の理念で会員の方に紹介する組織ですので、お仕事ををするのには、会員登録が必要です。

## Q2会員の条件は

A 条件は以下のとおりです。

- (1)水戸市にお住まいの方
- (2)今年度中に60歳以上になられる方
- (3)センターの趣旨に賛同される方

(センターの趣旨とは→センター定款第3条目的

センターは、定年退職者等の高齢者(以下「高齢者」という。)の希望、知識及び経験に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、組織的に提供することなどにより、その能力を活かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、もって勤労意欲のある者に対する就労支援と高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。)

Q3入会したいのですが、どのようにしたらよいですか。

A 入会説明会に出席いただき、センターの趣旨に賛同いただいた方は、入会手続き(書類の作成と理事による面接)をしていただきます。まずはセンターにお電話下さい。入会説明会の日時、場所をお伝えするとともに、入会手続きに必要な書類、資料をお送りします。

Q4いつでも入会できますか

A 原則、毎月第2金曜日に開催しております入会説明会に出席いただき、センターの趣旨に賛同いただいてから入会の手続きをしていただきます。入会説明会に出席していただければ、入会手続き(書類の作成と理事による面接)は入会説明会后6カ月以内であればいつでも行えます。

Q5入会説明会は予約が必要か

A コロナ感染症対策上、現在、入会説明会に人数制限を設けております。このため、予約制となっておりますので、まずはセンターにお電話下さい。入会説明会の日時、場所をお伝えするとともに、入会手続き(書類の作成と理事による面接)に必要な書類、資料をお送りします。

**Q6 駐車場はありますか**

A 当センターは、茨城県信用組合赤塚支店の北側です。センターの南側の国道 50 号沿いにある水戸市役所赤塚出張所ワキに会員用駐車場がございますので、こちらをご利用下さい。(通り沿いに青い看板で「シルバー人材センター駐車場」と掲示しています。)

**Q7 入会説明会の持ち物は**

A 入会説明会には、筆記用具、印鑑、写真(3×2.5cm)及びセンターから事前にお送りした書類(記入出来る範囲で事前にご記入下さい)、資料をご持参いただければ結構です。

**Q8 入会申込みの手続きは、いつ行うのですか**

A 入会説明会の後、引き続き入会手続き(書類の作成と理事による面接)を行っていただきます。

**Q9 説明会の所要時間は**

A 入会説明会の説明は概ね1時間程度です。その後入会の手続き(書類の作成と理事による面接)を行う場合は併せて2時間程度をご予定下さい。

Q10 年会費などは必要ですか

A 年会費は 2,400 円(10 月以降の新入会員の場合は入会年のみ 1,200 円)になります。納入方法は、①郵送された振込用紙による振込②事務所での現金払があります。入会の翌年からは毎年5月末日までに納付してください。これとは別に会員互助会の年会費が 600 円になります。年度途中で退会されても会費・互助会費の返金はありません。

Q11 仕事が無くても会費は必要か

A 会費は、会員の就業中や、会としてのボランティア活動中の事故などに対応するシルバー保険、会員への会報、かわら版、通信費など、就業の有無にかかわらず、全会員の皆様への必要な経費として使われますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

Q12 会員になれば必ず(すぐ)仕事に就けますか

A お客様からセンターが依頼を受ける仕事の量や種類は、季節や世の中の情勢と大きな関わりを持っているため、常に定量的な仕事を確保出来ている訳ではありません。お客様から依頼のあったお仕事を、お客様のお住まいの地域や作業内容、その他必要とされる条件に適した会員に紹介しています。センターから紹介があったとしても強制ではないので、仕事を受けるか否かは会員の皆さんの自由です。

Q13 一度会員になればずっと会員か

A 会員登録は、センターへの退会届の提出が無い場合には、毎年度4月に自動更新となります。水戸市外への転居、健康上の理由で就業できない等の事由が発生した時には、センターへ退会届を提出して下さい。また、会費を5月末日までにお支払いいただかないと退会となります。

Q14 どんな仕事がありますか

A シルバー人材センターの会員は 60 歳以上のため、安全面を考慮し、重労働や危険を伴うお仕事は、お客様からお引受けしておりません。それ以外の、会員の皆さんのできる仕事、やりたい仕事に合わせ、植木剪定・除草・施設等管理・広報配布・屋内外清掃・託児・家事援助、その他会員の皆さんができることは何でも受注しておりますので、入会時にご自身がやりたい仕事、やれる仕事をお知らせ下さい。

Q15 定期的に仕事の紹介はあるか

A お客様からセンターが依頼を受ける仕事の量や種類は、季節や世の中の情勢と大きな関わりを持っているため、常に定量的な仕事を確保できている訳ではありません。お客様から依頼のあったお仕事を、お客様のお住まいの地域や作業内容、その他必要とされる条件に適した会員に紹介しています。

#### Q16 研修はあるか

A シルバー人材センターは、60歳までに得た技能を60歳以降も活かす事を基本としておりますが、お客様からの様々な要望に応えるためには、多くの会員が新たな技能を習得し、新しい分野に挑戦して頂くことも大切になっています。そのため、センターでは県シ連(茨城県シルバー人材センター連合会)が開催している研修会への参加を促進し、会員のスキルアップを目指しております。さらに、チェーンソー、刈払機については、就業に当たって研修修了証の保持が法律上の条件となっていますので、個人で研修を受講された時の受講料について一部を補助しております。また、就業の安全確保のため、独自に安全就業講習会を開催しております。

#### Q17 希望する仕事にだけ就けるのですか

A 入会時にご希望の仕事内容をお聞きした上で、仕事を提供しております。希望の仕事でなければお断わりいただくことは差支えありませんが、多様なお仕事にチャレンジいただくことが、お仕事のお機会を増やしていただくことに繋がります。

### Q18 請負、委任、派遣とは何

A・請負とは→発注事項の完成を約束(民法 632 条)する仕事  
植木の剪定、清掃など

・委任とは→発注事項の実行・遂行を約束(民法 656 条) する仕事  
駐車場受付、子供見守など

請負・委任による就業に対する対価は「報酬」(シルバー人材センターでは「配分金」と言います。

・派遣とは→発注者の指揮下で就業 (労働者派遣法2条)する仕事  
保育所補助、調理補助など

派遣による就業に対する対価は「賃金」と言います。

### Q19 道具は借りられるのか

A 会員の皆さまは、個人事業主となりますので、作業に必要な道具は各自用意するのが原則です。ただし、脚立、発電機などの貸出しはおこなっております(※数に限りがあります)。

### Q20 月にどのくらいの収入を得ることができますか

A 入会した事で収入が保証されるものではありません。仕事の内容や頻度によって様々なので一概には言えませんが、希望内容が合わず一度も仕事をしていない方は 0 円ですし、月 10 日前後仕事をしている方で平均 35,000 円位になります。



Q21 交通費は支給されるのか

A 請負・委任契約で就業される会員の皆さまは個人事業主となりますので、交通費は支給されません。ただし、派遣業務については、派遣先企業の雇用条件により支給される場合があります。

Q22 生活費を得たいのだが

A シルバー人材センターは就業紹介所ではありません。一定の収入を得ることを目的とした就業紹介・斡旋はしていないので、生計を維持することを目的に働く方にはお勧めできません。

Q23 センターから会員に対して、何か定期的な連絡はありますか

A 全会員向けに、おおむね月1回「かわら版」を、年4回「安全就業だより」を発行し、仕事の紹介や安全・健康に関する情報提供、行事等についてお知らせしております。また、「会報誌」を年2回発行しております。

Q24 仕事をする際に、約束ごとはありますか

A 会員ご自身の安全に留意して就業して下さい。また、就業先の財物や他人に損害を与えるようなことのないよう留意して就業して下さい。

Q25 一度紹介された仕事はずっと続けられるのか

Aシルバー人材センターは依頼のあったお仕事を、「会員相互の分かち合い」の理念で会員の方に紹介する組織ですので、多くの会員の方々が就業できるように、仕事によっては一定の就業期間を定めて運営をしており、長期間同じところでの就業ができない場合があります。

Q26 どの位働くことができるのか。短期、臨時、軽易とは

Aシルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、お客さんから依頼のあったお仕事を、「会員相互の分かち合い」の理念で会員の方に紹介する組織ですので、一人一人の会員の就業が臨時的かつ短期的な就業(連続的又は断続的な月10日程度以内の就業)又は、その他の軽易な業務(1週間当たりの就業時間が原則として概ね20時間をこえない業務)になるよう、公平な就業機会を得るためにローテーション就業をしております。

Q27 仕事を終わったら

A引き受けた仕事が完了したら、「就業報告書」に内容や就業実績等を記入し、依頼主(発注者)様に確認印を受けてから、翌月3日までに事務所に提出してください。提出が遅れると、配分金の支払いが1ヶ月遅延することとなりますので、ご注意ください。

### Q28 配分金とは何

A 請負や委任により引き受けたお仕事の完成又は遂行した実績に応じて支払われる報酬のことをシルバー人材センターでは「配分金」と呼びます(請負・委任の時は、発注者と雇用関係に無いので、賃金とは言わない)。配分金は所得税法上、給与所得ではなく、雑所得となります。配分金の額は、茨城県の最低賃金を参考に、令和3年度は時間 950 円以上と定めています。

### Q29 配分金の支払い日は

A 就業した月の翌月 25 日に、会員自身の指定した口座に支払われます。25 日が土・日・祝日にかかる場合は、休業日の前営業日に支払われます。

### Q30 配分金の明細は

A 配分金の明細書(「配分金明細書」)はインターネット上で確認することができます。会員個人のパスワードを発行しますので必要な方は、ご本人が事務局へ来所し職員へお申し付け下さい。数か月分や1年分まとめて確認することも可能です。印刷物での「配分金明細書」の発行の場合は有料となります。

### Q31 確定申告は必要ですか

A「請負」や「委任」により得た「配分金」は、所得税法上「雑所得」とみなされ、その額が一定額を超えた場合には、課税対象収入となり、確定申告が必要となります。毎年1月には、前年1年間の配分金の支払い額を証明する「配分金支払証明書」を発行し、会員皆様のお手元にお届けします。なお、確定申告については、配分金の収入額、年齢及び年金の収入額、その他の収入額などにより、要・不要が異なります。詳しくは 国税庁のホームページ などをご覧ください。

なお、「シルバー派遣」で会員が得る「賃金」は所得税が源泉徴収されますので、必要な方は年末調整や確定申告をすることになります。

### Q32 シルバー人材センターで収入を得ても、年金は受け取れますか

A「請負・委任」で 会員が得る配分金は、給料や賃金ではないので、シルバー人材センターから提供された就業によって厚生年金や国民年金がカットされることはありません。なお、「シルバー派遣」の年金関係は、社会保険への加入を要しない範囲での就業が原則ですので影響を受けることはありませんが、詳しくは年金事務所等で確認してください。

### Q33 税金はどうなるのか

A「請負」や「委任」により得た「配分金」は、所得税法上「雑所得」とみなされ、その額が一定額を超えた場合には、課税対象収入となり、確定申告が必要となります。毎年1月には、前年1年間の配分金の支払い額を証明する「配分金支払証明書」を発行し、会員皆様のお手元にお届けします。なお、確定申告については、配分金の収入額、年齢及び年金の収入額、その他の収入額などにより、要・不要が異なります。詳しくは国税庁のホームページ などをご覧ください。

なお、「シルバー派遣」で会員が得る「賃金」は所得税が源泉徴収されますので、必要な方は年末調整や確定申告をすることになります。

Q34

仕事中にケガをした場合は、労災保険の適用はありますか  
就業中に誤って他人のものを壊してしまいました。保険はあり  
ますか

社会保険はどうなるのか

A請負・委任による就業については、センターと会員、または発注者と会員の間には雇用関係がありませんので、社会保険(健康保険、厚生年金)等には加入することではなく、雇用を前提とした労働関係の諸法規(労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等)の適用もありません。労災保険や雇用保険の適用はありません。

そのため会員はセンターの団体傷害保険に全員加入しており、就業中や就業先への往復途上に怪我をした際の「会員傷害保険」と、就業中に他人を負傷させた際の「対人賠償保険」、他人の物を壊した際の「対物賠償保険」で対応しております。

会員傷害保険は医療費を負担するものではなく、怪我をした場合の医療費はご自身の国民健康保険などで対応していただきます。会員傷害保険は一定額を期日内の日数で計算して支払うものです。

なお、自家用車での事故においては、センターの団体傷害保険の対象外となりますので、各人の加入する自動車任意保険で対応して頂きます。

センターから依頼された以外の仕事や故意または重大な過失のある事故についてもセンターの団体傷害保険の対象外です。いずれの保険も免責分として会員の自己負担分があります。シルバー派遣の場合は雇用関係が発生し、派遣契約期間内は労災保険が適用されます。

Q35 お客様から、センターを通さず直接お願いしたいと頼まれましたが、引き受けても構いませんか

Aお客さんから直接仕事を引き受ける場合は、センターとは一切関わりがなく責任も負いかねます。したがって事故が生じても保険の適用はありませんし、お客さんとの間にトラブルが発生してもご自身で解決することになり、大きなトラブルの元です。お客様に、センターに依頼するよう説明してください。

Q36 退会するには

A 退会手続きは、随時受付ていますが、退会届の提出と会員証の返却をお願いいたします。なお、年度途中に退会されても会費・互助会費の返金はありません。

Q37 シルバー人材センターはどのような組織か

A シルバー人材センターは市民から依頼のあったお仕事を、「会員相互の分かち合い」の理念で会員の方に紹介する、会員登録制で運営されている独立した法人です。しかし、茨城県から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、水戸市内で唯一指定を受けた公益社団法人であり、水戸市の直接の運営ではありませんが外郭団体として水戸市と密接な関係にあります。

**Q38 会員親睦旅行やサークルなど仕事以外で参加できることはありますか**

**A 会員相互扶助や会員の福利厚生を目的とした互助会が、全会員を対象に組織されています。主な活動としては、親睦旅行や芸能発表会、サークル活動など、日頃の仕事仲間の枠を超えた会員交流が行われています。シルバー人材センターが「会員相互の分かち合い」の理念で組織されている事から、センター入会の際は全員に互助会への入会をお願いしています。**

### **改訂履歴**

**令和 4 年 2 月 28 日 令和4年度版 会員拡大委員会承認**

**令和 4 年 3 月 17 日 令和4年度版 理事会報告**